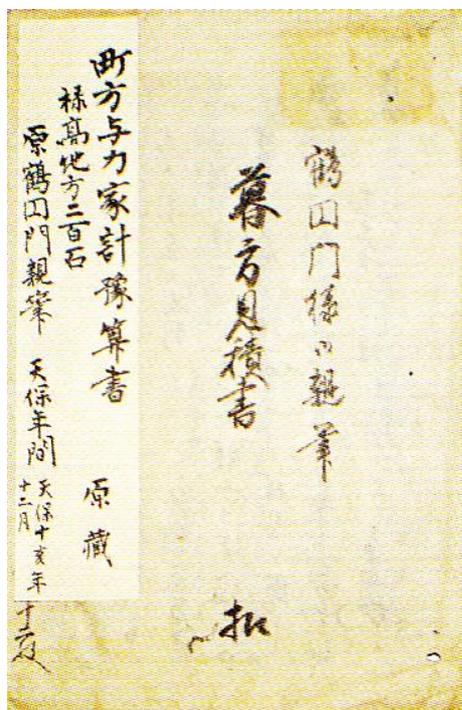


与力家の家計



与力の俸禄

与力の禄高は平均200石であるが、大名や大身の旗本のように特定の知行地を持っているわけではなく、南北合わせて50騎分の合計1万石が上総、下総に与えら、ここに給知世話番をおいて年貢を集め、各与力に分配した。

検見取（けみとり）といって、毎年の収穫高により年貢高が決まるので、年の豊凶により増減があったが、収穫が200石とすると、4公6民で年貢は80石となった。この一部を現金に変え、家族、家来あわせて20人ほどが1年間生活するのである。

初任の与力は130石。役格が上がっていくに従い禄高があがって200石になる。更に同心支配役や年番方などの要職につくと230石程度まであがった。

与力は与力以外への転職は絶対になく、どんなに優秀でも成果をあげてもこれ以上の昇進は絶対になかった。これが旗本とちがうところである。

しかし、与力はその仕事柄、諸大名や豪商などからの付届が多く、その実収入は少なくとも5,600石クラスと言われ、多い人は禄高の20倍にもなったという。同じくらいの禄高の旗本に比べるとはるかに生活は豊かだった。

付届は収賄でなく、「役得」として認められていた。すべての与力家がこのように潤沢な役得を得ていたわけではなく、役得のない与力は貧乏旗本と同じで、

その生活には余裕がなかった。

さらに、200年間もの間、まったくベースアップがないのに、江戸中期以降の貨幣経済で物価はどんどん上がったから、旗本、御家人は皆、借金に追われる状況にあったようだ。

与力職は「一代抱え席」とはいうものの、実際にはよほどのことがない限り、世襲が認められており、少なくとも男子1人には与力職を相続できた。

13歳くらいになると無給見習となり、段階を追って給金も上がっていくが、親が与力現職である間は本勤並となりどんな役についても20両程度の俸禄であった。

町鑑をみても親と同じ組、席次の中でまさに「部屋住み」である。（鹿之助は本勤並になって、火消人足改めになっている。）町鑑をみても親と同じ組、席次の中でまさに「部屋住み」である。

次男、三男などはどこか実子のいない与力家の養子の口を探す以外は与力にはなれず、土分を離れ町人、農民になるしかなかった。このため、裕福な与力家では積極的に町屋や店舗、農地を買い、与力を相続できない次男、三男たちの自活の糧とした。

諸侯などからの付け届け

町与力は200石程度の俸禄であるが、諸大名や豪商からの付け届けなどの別途収入が多く、同じくらいの禄高の旗本に比べるとはるかに生活は豊かだったといわれる。

大名諸侯は江戸に上屋敷、中屋敷、下屋敷などを持ち多数の家臣・家族が住んでいた。これらのものが江戸市中で事件を起こしたり、事件に巻き込まれる事がままある。このような時に諸侯の名が出たりするのをきらい、穩便に済ませてもらおうと、日頃から町奉行所や特定の与力に誼を通じて置く。

これが大名家からの付け届けであり、公儀も奉行所も認める「公式な」役得であった。

大名諸侯からはわざわざ奉行所まで大名家の用人が届けに来たといい、また屋敷に届けに来れば与力の妻が堂々とこれを受け取ったという。

原家の家計を見ても上杉、鍋島、伊達、南部など錚々たる大名家が、「何か面倒な事があったら処理願いたい」と定期的に付け届けをしていたようだ。また、法律顧問のような役目も果たしていた。

各大名は参勤交代で国許から江戸に戻るたびに將軍に国産品（それぞれの領地の名物）を献上するが、この残りという意味の「献残」として届けられた。

中には毎年決まった量の米を何人扶持として届ける大名家もあり、この場合はその家の家紋入りの羽織も支給され、その屋敷に伺う時は家紋入りの羽織を着用した。

有力な与力家、要職にある与力家ではいくつもの大名家の家紋入りの羽織を持っていたという。

付け届けは大名家だけではない。大身の旗本や富裕な商家、大きな寺院なども保険契約のようなつもりで与力や同心に付け届けをしていた。

これらの付け届けなどによる収入で実質収入は少なくとも5百から6百石クラスと言われ、多い人は禄高の20倍にもなったという。

記録によれば3000両もの役得収入があった与力がいたり、大名家や豪商から別荘、別宅を提供されていたものもいたという。

付け届けは収賄でなく、「役得」として認められており、与力の奥方はこれらの付け届けに対して、相手の求めがあれば堂々と領収書を書いて渡したという。

与力家の家計は、このような役得収入をあてにして膨張し、逆に役得収入がなければ家計を維持できない構造になっていた。

また与力の家ではこのような収入で郊外の土地や町屋を購入したり、商家の株を買ったりした。

「一代抱え席」とはいうものの、実際にはよほどのことがない限り世襲が認められており、少なくとも男子1人は与力職を相続できたが、次男、三男には婿入りの機会でもない限り相続することは出来ず、土分を離れて帰農するか商売をはじめめるしかなかった。購入した土地や町屋、商店の株などはこれら次男、三男たちの自活の糧となった。

奢った与力の例

佐久間長敬の回顧録の中で、祖父が吟見方寄力をしていた頃（天保改革前）の記述があるので紹介する。

天保改革以前の天下泰平の時代の話だが、年末年始はただただ飲み明かしたという話、妾を何人も持っていたという話、自宅で博打をやった与力の話などが含まれている。

天保改革は老中水野越前守（忠邦）、町奉行北は鍋島内匠頭（直孝）、南は鳥井甲斐守（忠耀）の頃にて、其以前を流弊中と唱て、上は將軍文恭院殿（家斉）存命中泰平の余徳にて、下々小役人に至るまで無事平安にて、余の祖父の如き

も三十年間吟味方を勤め、毎日昼の十二時に役所に出て午後三時には掃宅せしと云。公用も少く気随気尽にて日を送りし由。

昔語りの耳に残りしは、毎日酒宴と遊興のこののみなり。

毎年十二月廿五日御用納めとなり、正月十七日公用まで昼夜の酒宴にて、十二月廿五日は御用納の大祝と唱、同役・下役交際の面々何人と云限りも来客にて、夫より引続き歳忘れと唱、大晦日まで飲み明し候由。

正月元日年始の祝いに年礼客の呑み倒れ多く十七日まで引続玄關の取持は深川の羽織芸者、太鼓持、男芸者など入替り立替り、詰来り諸藩の留守居役を始め年礼客は誰彼の別なく、皆々気随気儘にのみ食して、夜は其儘に寝るもあり、芸妓・太鼓持の肩に掛けて深川へ連れられるもありて、主人も客も我が屋敷か、人の屋敷かの別を知らず、只夢中に暮すなり。

其間は出入のもの、芸人などには祝儀と唱え金を投じ、其他は座興に福引など催しなどの物品を分け与え、或る時は座敷の中庭に巾九尺、横三間の水箱を拵へ、其の内へ種々の魚を入れて引かけ釣を催ほし、釣りあげたるものはこれを持去る事に、其外年年様々の催しなり。

年中の収納も多く浪費せしよし。十六日まで昼夜目出度と云て、愉快に過すなり。其間酒食の不足を見る時は何人が注文するか、主人も家族も知らぬ美肴追々顕れ来るよし。

これは主人にも告げずして芸者・太鼓持などの取斗らいにて、深川、遊廓より来るなり。何故深川の遊郭は如比賄賂を送ると言に、黙許の隠売女故なり。

此訳は後にて述べべし、其他余の隣家に住し南の与力某と言うものありて、一時勢を得て美女を選で妾を召抱え、これに分課を命じて家事を分担せしと云。其分担をきくに一人は諸家の御留守居を執持役、一人は豪商町人を執持役、一人は雑客を執持役、一人は同役の執持役に、一人は自分の手許を働くもの妻は家事を惣括するという定め、妻妾部屋を毎にしておごりを極め、種々の事を働き、或は町人の家督争にて双方より金千両づつ賄賂を受けて、其の裁決を怠たりしより御目付などより風聞書など出し、奉行より注意ありしに、彼は少しも不知事、これは自分を退んと謀るものあるなり。即ち私の取調方を御内聴あるべし、願くば目付衆にも御内聴あらんことを乞うと云て、其日奉行と御目付衆を裡に置いて原被双方を呼出し、これまで調懸りを説明し、其元者は自分手許へ賄賂を送りたるなど云風聞ありて甚迷惑するなり。

若し賄賂を取次ぎたるものあらばこれにて有躰申すべしと嚴重敷責尋問せしに、双方とも其儀なしと答、然らば今日裁決の見込を利解する問、異議あらば申立てよとて、理非明白の裁断せしに、双方一言の申儀もなく事済みたり。これまでとは打て替りたることなども、原被とも威光に恐れて一言もなく事済みしと云。実に腕利きの役人と云伝へたり。

終に場所不相応の咎めにて先手与力へ組替に相成、至急に屋敷引払の厳命を受けたり。其時彼の言に、御暇になるかと思ひしに組替とは安きことなり、至急に引払見すべしとて、其身は即日身寄りのものへ番代を願隠居の身となり、世間を禅ることなく長持百樟へ定紋の付きたる覆いを懸け、これに雑具を入れ、筆筥類は勿論定紋付の覆いを懸、妻妾家族はカゴに乗せて本所別荘へ引払、其儘隠居して年を終りたりと云う。

其の他、北の与力にて亀島町に住しておごりを極め、終りに其身の居間三重の床に拵え、將軍御座の間と同じ仕組なり。この風聞にて先手組へ組替になり、これを直ちに隠居して年を送りしと云ふ。

昔岡崎町に住居せし南の与力にて多賀二蔵と云うものあり。

我が門前通り小橋ありて毎度修復の成る台へ石橋に造り替えたる故に、人呼んで二蔵橋と良云いしをなまりて後に地藏橋と唱、今に石橋残りあり。

其二蔵後ち又八と改名して放将し、仁物(人物)にて吉原の三浦に買馴しみの遊女ありて多賀袖と名を替、終に受出して妾に召抱、我が家には人を集め博突を慰みとして暮せしに、或る時無頼の徒仕組て来り、役人宅御法度を背き博突せしを付込み難題を申懸けしも彼少しも騒がず、最早我が家に斯の如きもの来るは我が運命も末になりたり、腹一ばいに料理せんとして、其の者を縛り、庭に出し終に打殺し前の川に捨てたり。比事を仲間内其外にて内々承、沙汰にせしも、勢いに恐れて口啄を入るるものなし、其後町奉行より品行の注意ありしに永の暇を申出し、浪人して引払しと云。然るに其屋敷にたたきありとて、彼の門前石橋の際に石地藏を何人か立て、其死霊を祭りし由にて終に前の橋を地藏橋と唱へたりと云。

与力家の家計

西山松之著「江戸町人の研究」(吉川弘文館)に天保年間の与力家の家計がどのようなものであったかを推測できる資料がある。

これは天保11年、当主の与力が隠居し、家督を息子に譲るにあたり、家計についての訓戒と収入、支出の概略を記したものの。

有力な与力家のひとつであった原家のものと思われるが、この家計の特徴は、何と云っても諸大名家からの付け届けによる収入が63両3分にもものぼる事である。俸禄米をすべて現金に換算した総収入が80両であるから、俸禄に匹敵するくらいの付け届けがあったわけである。また地代収入が3件で合計16両ある。総収入の1割ちかくを占めている。

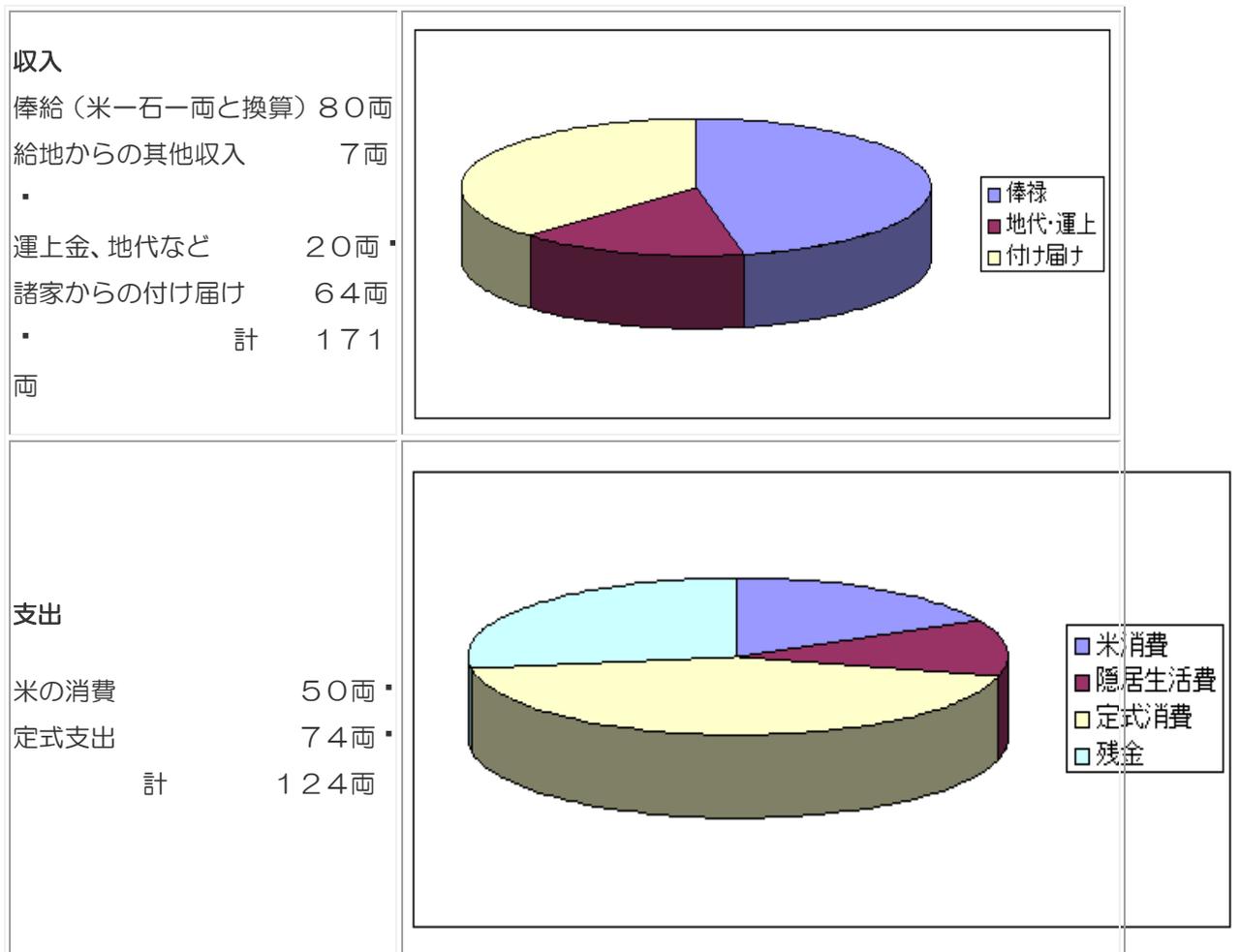
すべて現金(両)に換算すると収入合計が171両、支出合計が124両で、差引47両の黒字となっている。

当時の熟練大工の日当が銀5匁、年間300日働いたとして1貫500匁。両に換算すると年収は約25両となる。庶民に比べればかなりの高収入である。しかも官舎の家賃はゼロで又貸しによる家賃収入もある。

米	入	俸禄米 禄高200石 四公六民の実質収納米	200俵
	出	自家消費用	66俵
		餅米（暮れ）	2俵
		餅米（赤飯、牡丹餅、初午祭など）	2俵
		菩提寺齋米	1俵
		味噌・麴米	2俵
		湯屋定式	1俵半
		隠居兩人分	50俵
		小計	124俵半
	差引	残の75俵半は1石1両で現金化 収入30両	
現金	収入	米売却金	30両
		夏成綱運上	3両1分
		帆原盲検校地代	6両1分
		岩間地代	9両3分
		笹岡南方同心地代	2朱
		端午（堀殿、内藤殿、織田殿） 暑中（上杉殿、銀座）	2両1分
		参勤2カ年、一年あたり	5両
		諸家付け届け 下記のように両年で10両だったので一年あたり5両を見込む。 戌年 上杉殿1両、毛甲殿2分、松佐渡殿2分、松主殿1分、伊達殿1両1分 寅年 加藤殿1両、小笠原殿1両、伊達殿3分、南部殿1両1分、鍋島殿3両1分と銀5枚	5両

	諸家中元見積もり	21両
	夫給2人分暮納め	6両
	暮運上	3分
	諸家歳暮見積もり (但し水戸様長州銀6枚とも)	35両2分
	春勘定小物成 (翌4月頃納)	3分2朱
	小計	120両3分
支出	定式入用	74両
差引き		46両3分

貨幣価値に換算した収支



しかし50家すべての与力家がこのように裕福であったかという、そうではなく年番方吟見方、同心支配役などの要職につける一部の家だけであつたらしい。

南町では佐久間、原、仁杉の3家が草創与力家といわれ、このような恩恵にあずかったものと考え

られる。

米の支出を見ると菩提寺齋米というのがあり、毎年菩提寺に齋米と称して米1俵を納めていたようだ。また湯屋定式というのがあり、湯屋（銭湯）に毎年一定の米を与え、留湯としていつでも湯に入れるように契約していた。

これで江戸八丁堀に記したように、毎朝、女湯に入る特権もあった。折々の季節に使う餅米や味噌・醤油の麴にも大量の米を使っていたことがわかる。

別途収入がない与力の家計

前述の著書には天保8年2月に決起した大塩平八郎の家計についても記載されている。要約すると下記ようになる。

家族、使用人が多いため、同じ与力の俸給でも別途収入がない場合、与力の俸給だけでは赤字になってしまう。江戸後期の貧乏旗本、貧乏御家人の典型的な姿である。

大塩平八郎（大坂東町奉行所与力）家の家計

家族・使用人	家族	隠居 平八郎 同人妾 ゆう 当主 格之助 同人妾 みね 同人倅 弓太郎
	使用人	曾我岩蔵、中間木八、吉助、塾生世話人 杉山三平 下女 うた、りつ 以上 主従 11名
米	実収	64石 200石 × 0.4 × 0.8 (注 ×0.4は四公六民の割合、×0.8は搗減り)
	支出	男6人 5合/日 年間 10石8斗 女5人 3合/日 年間 5石4斗
		合計 16石2斗
現金	収入	残りの米売却換金 47石8斗 47両
	支出	若党給料 4両・
		中間給料 8両(杉山を含み3人分)・
		下女給料 3両(2人分)・
若党以下の塩噌料 7両・		
武具・武器の修繕、普請料 7両・		
両妻子の入用分 30両 支出計 59両		
差引	赤字 12両	